

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

自然豊かで魅力溢れ、歴史彩る秘蔵の国「いが」の環境保全計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県伊賀市

3 地域再生計画の区域

三重県伊賀市の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現況

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県に接する海拔 400～500mの山地に囲まれた盆地内の地域である。気候は昼夜の気温差が大きく霧が発生しやすい盆地特有の内陸型気候で、年平均気温は 14.4℃前後、年間降水量は 1,541mm と三重県内では比較的に降水量が少ない地域となっている。

大阪、名古屋に比較的近く両都市からほぼ中間点にあり、加えて名阪国道をはじめ道路交通網が整備されていることからデリバリーメリットなど経済条件に恵まれた地域である。近江、奈良、京都の古都文明域にも近く、古くから栄え、今も優れた地域文化が息づく地域である。

また、総面積の約 60%を占める森林とのどかな田園風景を残す緑豊かな自然にも恵まれた淀川源流水系の上流域に位置している。

伊賀市の重要な産業である農業に関して、経営耕地面積は、5,326ha（平成 27 年度）で、水田の占める割合が高く、米作を中心とした農業地帯である。中でも、ブランド米である「伊賀米」は、これまでに特Aランクの評価を得るなど、地域の中心産業として発展してきた。

総農家数は 4,527 戸（平成 27 年度）で、このうち販売農家は 3,204 戸である。販売農家の内訳は専業農家 684 戸（21.3%）、第 1 種兼業農家 13 戸（0.4%）、第 2 種兼業農家 2,507 戸（78.2%）で、兼業農家が 78.7%を占めている。

これら農村生活環境の整備と自然環境を保全するため、農業集落排水整備区域内 26 地区の農業集落排水整備と公共下水道区域内の 5 地区の公共下水道が完了し、供用が開始されている。

4－2 地域の課題

一方で、生活排水処理施設の普及率は 83.0%（令和 2 年度末）で集中浄化施設が整備されていない区域もあり、生活環境の急激な変化に伴う、台所・風呂・洗濯などの多量な生活污水が、雨水と一緒に水路を通してそのまま川へ流れ込み、悪臭の発生と川を汚す原因となっており、伊賀市の基幹産業である農業への影響も懸念

されている。

また、人口減少時代を迎え、社会人口問題研究所の将来推計によると平成 27 年度に 90,581 人であった人口が、令和 6 年度には 78,735 人になると予測されるなど、担い手不足による耕作放棄地の拡大や、上下水道施設をはじめとする社会資本施設の老朽化による水質悪化や維持管理費コストの増加などの問題が課題となっている。その対策の一つとして汚水処理システムの効率化による維持管理コストの縮減などに取組むことが急務となっている。

近年では、ゲリラ豪雨や線状降水帯などによる豪雨災害や南海トラフ地震の発生も予測されており、地域住民の災害への関心も高揚していることから、安心で安全な社会基盤づくりも並行して実施していく必要がある。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、農業集落排水施設の機器類の機能更新、さらに監視システムのクラウド化を実施することで、災害時の迅速な対応が可能となる。併せて農業集落排水処理施設の統廃合により維持管理コストの削減を図る。

また、災害に強い浄化槽を整備することにより汚水処理人口普及率の向上を図る。

これらの結果、農業集落排水施設の維持管理コストの削減が図られ、生活排水処理施設の普及率を向上させるとともに、災害時の対応を迅速に行い、安心・安全な社会基盤づくりを目指す。併せて、浄化槽の設置促進による水質の保全を図ることで、伊賀市の基幹産業でもある農業の更なる活性化を図り、新たな担い手の確保と育成を行い、「伊賀米」等のブランド化を推進し、環境に配慮した生活環境が整うまちづくりを目指すものである。

加えて、当市への移住促進を図るため、移住コンシェルジュによるワンストップ相談窓口を設置するほか、東京、大阪等で移住相談会や移住プロモーションを実施するとともに、移住後も移住者同士の交流や地域との連携等、さまざまなつながりや活動のフォローを行うことで、持続可能な地域の実現につなげていく。

- (目標 1) 汚水処理人口普及率の増加
83.0% (令和 2 年度) → 86.0% (令和 8 年度)
- (目標 2) 統廃合処理区の維持管理費の削減
31,130 千円 (平成 30～令和 2 年度の実績平均値)
→ 27,997 千円 (令和 8 年度)
- (目標 3) 認定農業者数の増加
217 人 (令和 2 年度) → 244 人 (令和 8 年度)
- (目標 4) 移住者数の増加
94 人／年 (令和 2 年度) → 460 人 (令和 4～8 年度の累計)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

農業集落排水施設の機器類の機能更新、さらに監視システムのクラウド化を実施し、災害に強い浄化槽の整備を促進することで災害時の迅速な対応を可能とし、災害に強い安心・安全な社会基盤づくりを進める。

また、浄化槽整備により水質の保全を図ることで、伊賀市の基幹産業でもある農業の更なる活性化を図り、新たな担い手の確保と育成を行い、「伊賀米」等のブランド化を推進し、環境に配慮した生活環境が整うまちづくりを進める。

持続可能な地域を目指すため、農業集落排水処理施設の統廃合により維持管理コストの削減に取り組む。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・農業集落排水施設整備・・・令和4年2月に事業計画策定

[事業主体]

- ・三重県伊賀市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設
- ・個人設置型浄化槽

[事業区域]

- ・農業集落排水施設・・・伊賀市西高倉地区他17地区
- ・浄化槽（個人設置型）・・・伊賀市全域（ただし、公共下水道・特定環境保全公共下水道、農業集落排水認可区域、団地等の集中浄化施設の区域を除く）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 令和4年度～令和8年度
- ・個人設置型浄化槽 令和4年度～令和8年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 通報装置の更新（クラウド化） 465箇所
（うち単独事業 108箇所）
中継ポンプ更新 17箇所
（うち単独事業 2箇所）
処理場の統廃合 1処理区
- ・浄化槽（個人設置型） 1,100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・浄化槽・・・伊賀市全域（ただし、公共下水道・特定環境保全公共下水道、農業集落排水認可区域、団地等の集中浄化施設の区域を除く）で2,420人

[事業費]

農業集落排水施設

事業費 714,900 千円（うち、交付金 316,400 千円）

個人設置型浄化槽

事業費 391,950 千円（うち、交付金 130,650 千円）

合計 事業費 1,106,850 千円（うち、交付金 447,050 千円）

〔事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法〕

（令和/年度）	基準年 （R2）	R4	R5	R6	R7	R8
指標 1 污水处理施設の整備の促進						
污水处理人口普及率 3.0%の向上	83.0%	83.2%	83.9%	84.6%	85.3%	86.0%
指標 2 農業集落排水施設の維持管理コストの削減	（H30～ R2 の平 均值）					
統廃合処理区の維持管理費	31,130 千円	31,130 千円	31,130 千円	31,130 千円	31,130 千円	27,997 千円

毎年度の伊賀市の年度末データにより状況を把握する。

〔事業が先導的なものであると認められる理由〕

（政策間連携）

農業集落排水施設の通報装置のクラウド化の促進と災害に強い浄化槽を一体的に整備することにより、災害時の迅速な対応が可能となり、快適で魅力が溢れ、安心・安全な生活環境の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、処理区の統廃合を実施することで、維持管理コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

農業集落排水施設及び浄化槽の整備は、伊賀市国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然豊かで魅力溢れ、歴史彩る秘蔵の国「いが」の環境保全計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住の促進

内 容 持続可能な地域を目指すため、人口維持と地域の発展に向け、移住コンシェルジュによるワンストップ相談窓口のほか、東京、大阪等で移住相談会や移住プロモーションを実施するとともに、移住後も移住者同士の交流や地域との連携等、さまざまなつながりや活動のフォローを行い、伊賀市への移住促進を図る。（伊賀市単独事業）。

実施主体 伊賀市

実施期間 平成28年4月～継続

(2) 定住の促進 伊賀流「空き家バンク制度」

内 容 地域住民の生活環境を保全するため、社会の変化に迅速に対応した寛容な空き家対策に取り組んでいる。当市は移住者数が県内で最も多い地域となっており、さらに、取組みを進めるため魅力的なホームページの充実を図りつつ、遠方からでも物件をオンラインで内覧できる仕組みを構築し、定住の促進を図る。（伊賀市単独事業）。

実施主体 伊賀市

実施期間 平成28年7月～継続

(3) 農産物のブランド化 伊賀米うまい米コンテストの開催

内 容 三重県及び関係機関等と組織している伊賀米振興協議会において、伊賀米生産農家の意識高揚と食味の底上げ及び消費者への伊賀米の情報発信を目的として開催する。（伊賀地域単独事業）。

実施主体 伊賀市・名張市・三重県

実施期間 平成30年4月～継続

6 計画期間

令和4年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に伊賀市が調査を行い、状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、伊賀市の汚水処理人口普及率のデータ、伊賀市の決算書、認定農業者のデータ及び移住者数のデータを用い、中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 污水处理人口普及率の増加	83.0%	84.6%	86.0%
目標2 統廃合処理区の維持管理費の削減	(H30～R2の平均値) 31,130 千円	31,130 千円	27,997 千円
目標3 認定農業者数の増加	217人	240人	244人
目標4 移住者数の増加	94人／年	273人(累計)	460人(累計)

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
污水处理人口普及率の増加	伊賀市の毎年のデータより(污水处理人口普及率：下水道課)
統廃合処理区の維持管理費の削減	伊賀市の決算書より(統廃合処理区の維持管理費：経営企画課)
認定農業者数の増加	伊賀市の毎年のデータより(認定農業者数：農林振興課)
移住者数の増加	伊賀市の毎年のデータより(移住者数：地域づくり推進課)

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(伊賀市のホームページ)により公表する。